

○鯖江広域衛生施設組合鯖江葬斎場の設置および管理に関する条例

(昭和58年5月26日)
(条例第24号)

改正 昭和59年3月1日 条例第1号 昭和63年4月1日 条例第1号
平成3年11月1日 条例第5号 平成7年9月13日 条例第4号
平成12年12月11日 条例第4号 平成16年3月24日 条例第1号
平成17年8月26日 条例第4号 平成18年1月31日 条例第1号
平成24年2月22日 条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、鯖江葬斎場（以下「葬斎場」という。）の設置および管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称および位置)

第2条 葬斎場の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称 鯖江葬斎場

位 置 鯖江市三尾野出作町第1号1番地

(職員)

第3条 葬斎場に場長およびその他必要な職員を置く。

(使用者の範囲)

第4条 葬斎場を使用しようとする者は、関係市町内に住所を有する者でなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた者については、この限りでない。

(使用許可)

第5条 葬斎場を使用しようとする者は、管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める区分により、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 管理者は、前条の規定にかかわらず、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

第6類 施設 (鯖江広域衛生施設組合鯖江葬斎場の設置および管理に関する条例)

(使用料の返還)

第8条 既納の使用料は返還しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、その一部または全部を返還することができる。

(損害の賠償)

第9条 使用者が故意または過失により、葬斎場の設備を紛失もしくは破損したときは、その程度により管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(委任規定)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則 (平成3年条例第5号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年条例第4号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第4号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行し、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

第6類 施設（鯖江広域衛生施設組合鯖江葬斎場の設置および管理に関する条例）

別表

| 区 分 | 使 用 料 (円) | | |
|-------|--|--------|---------------|
| | 大 人 | 小 人 | 死産児、 身体の一部 |
| 火 葬 炉 | 25,000 | 12,500 | 5,000 |
| 備考 | 1 「大人」とは満12歳以上の者を、「小人」とは満12歳未満の者をいう。 2 関係市町の住民以外の者については、定額料金の5割に相当する額を加算する。 | | |